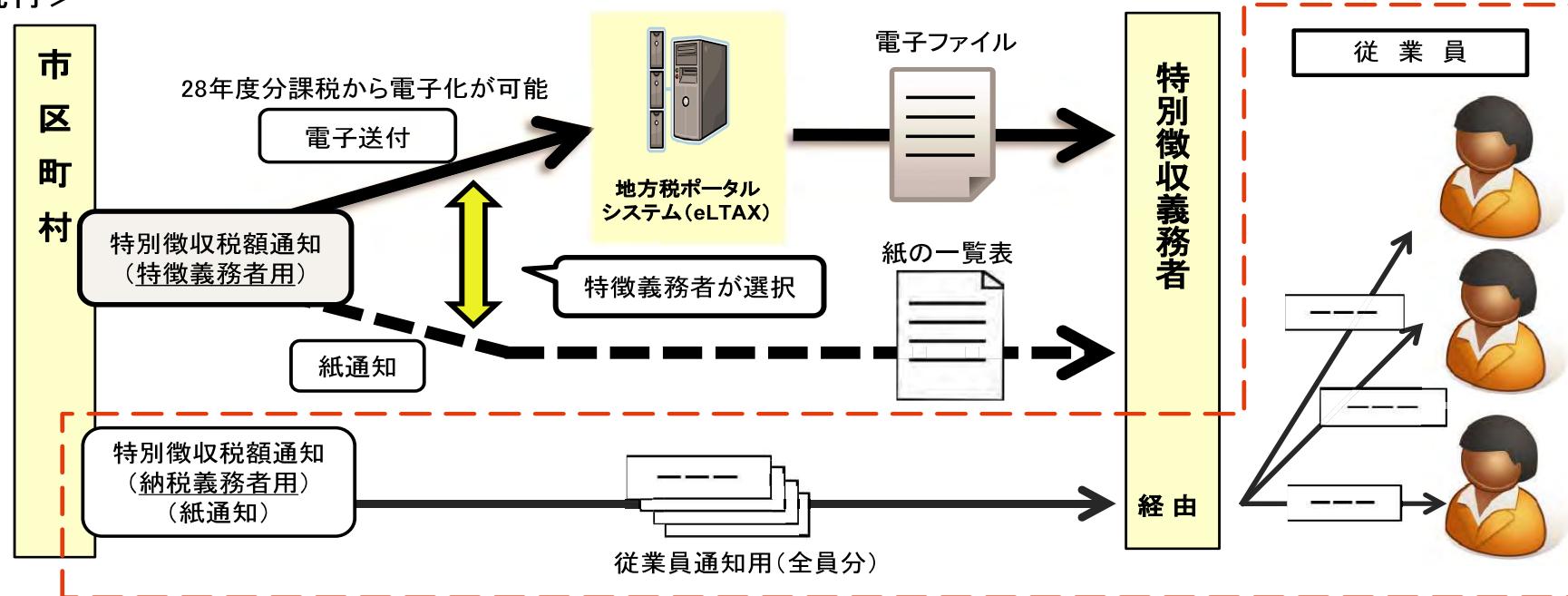


個人住民税における給与所得に係る特別徴収税額通知

○ 規制改革実施計画や経済界の要望等を踏まえ、特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化について検討中。

<現行>



「規制改革実施計画(平成29年6月9日閣議決定)(抄)」

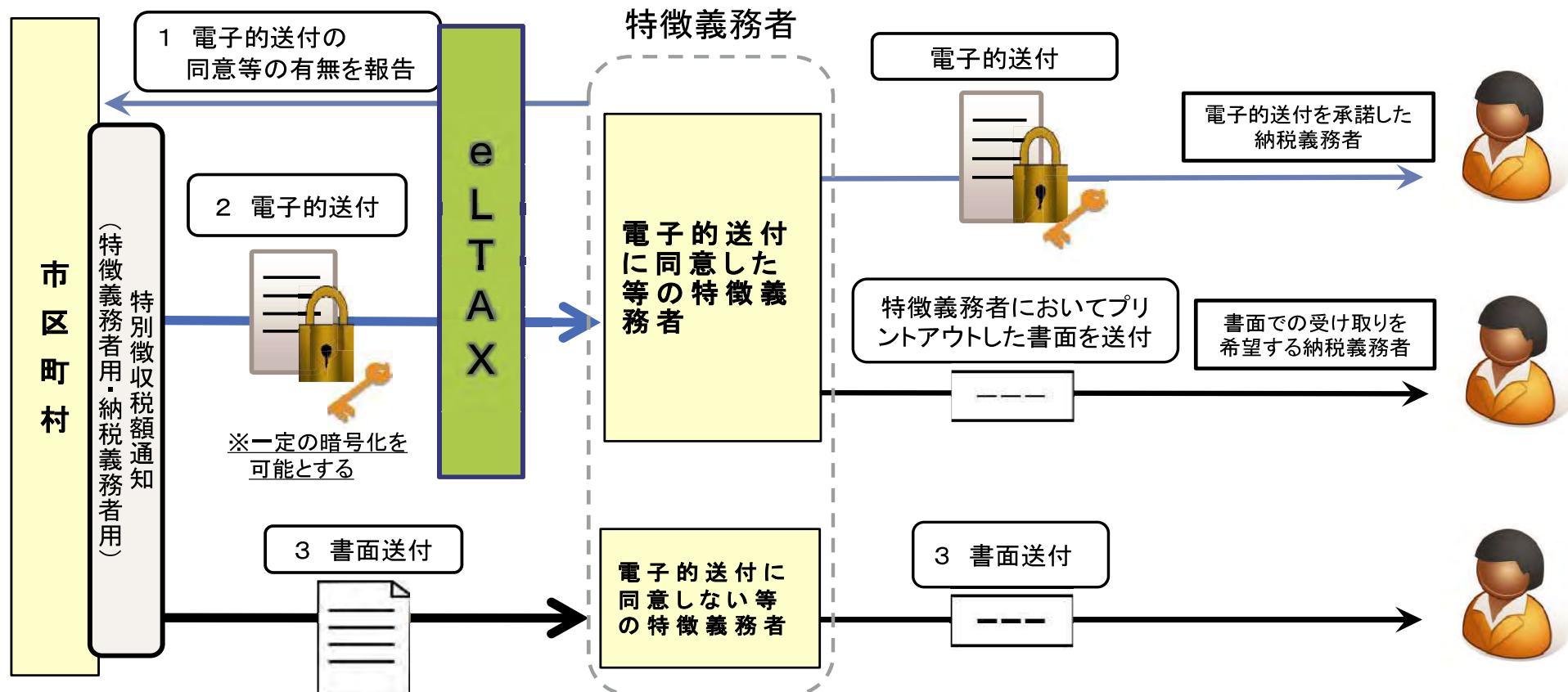
II 分野別実施事項 — 5. 投資等分野 — (2)個別実施事項

① 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化

NO.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	住民税の特別徴収税額通知の電子化等	<p>a 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の正本の電子交付を行っていない市区町村に対し、電子交付の導入の意義・効果に関する助言など電子交付の推進に必要な支援を行う。</p> <p>b 特別徴収税額通知(納税義務者用)の従業員への交付について、事業者の負担を軽減しつつ全体としての事務の効率化を図るために、事業者に電子的に送信して従業員が取得できるようにする、マイナポータルを利用して事業者を経由せずに従業員が取得できるようにするなどの可能性を検討し、できるだけ早期に結論を得る。</p>	<p>a:平成29年度以降継続的に実施</p> <p>b:平成29年検討、結論を得次第速やかに措置</p>	総務省

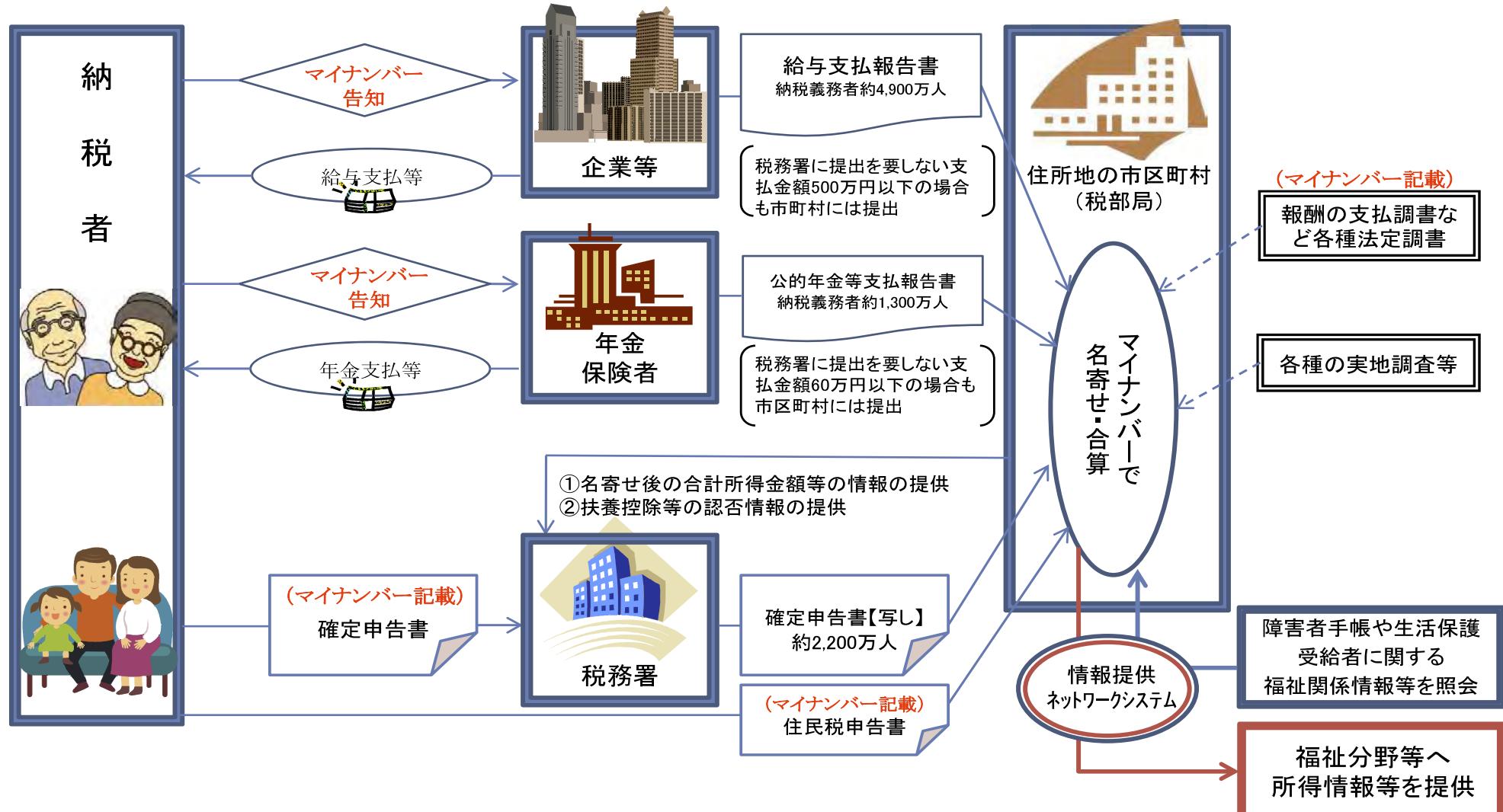
特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化を行う場合のイメージ(案)

1. 特徴義務者は、給与支払報告書提出時に電子的送付の同意等の有無を報告（特徴義務者単位）
2. 特徴義務者の同意がある等の場合には、特徴義務者に対し、eLTAXを通じて電子的に特別徴収税額通知を送付（通知について一定の暗号化を可能とする手法について検討）
3. 同意がない等の場合は、従来どおり、市区町村から特徴義務者を経由して納税義務者に書面で送付



マイナンバー制度で個人住民税に係る税情報を活用するイメージ

- 地方税分野では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の資料情報や、市区町村の有する住民情報等を、マイナンバーをキーとして名寄せ・突合でき、納税者の所得情報をより的確かつ効率的に把握することが可能となる。
- さらに、当該所得情報等について、情報提供ネットワークシステムを通じて福祉分野等へ提供することが可能となる。



地方税当局が他の都道府県、市町村から情報提供を受ける事務

- 紙媒体等での照会により確認していた被扶養者の所得等の確認や、障害者手帳の持参により確認していた障害者減免の適用などについて、マイナンバー制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。

情報提供を受ける地方税分野での事務の具体例(※ マイナンバー法別表第二に規定)

税目	情報提供者	想定している具体的な事務	求める情報
個人住民税	都道府県知事	障害者控除の適用	障害者手帳に関する情報
	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報
	市町村長	家屋敷課税の判定	所得の額、障害者・未成年者・寡婦又は寡夫の該当の有無
		配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の適用	被扶養者等の所得の額、他の扶養親族となっていない旨 等
固定資産税	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報
個人事業税	都道府県知事	障害者減免の判定	障害者手帳に関する情報
	都道府県知事等	生活保護減免の判定	生活保護受給者情報

地方税当局が所得情報等の地方税関係情報を提供する事務

- マイナンバー法の別表第二において、情報提供を受ける事務として118の事務が規定され、そのうち57の事務に所得情報等の地方税関係情報の提供が規定されている(平成29年6月現在)。

所得情報等の地方税関係情報を提供する具体例

分野	提供先	具体的な事務
医療・介護 (健康保険)	全国健康保険協会、 健康保険組合	健康保険法による高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務、高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
医療・介護 (国民健康保険)	市町村長、 国民健康保険組合	国民健康保険法による一部負担金の算定に関する事務、高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童福祉)	市町村長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童扶養手当)	都道府県知事等	児童扶養手当法による児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (児童手当)	市町村長	児童手当法による児童手当又は特例給付の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務
福祉 (介護保険)	市町村長	介護保険法による高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
労働等 (職業訓練)	厚生労働大臣	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務

→ 利用者負担の決定や給付の受給要件の確認について、課税証明書等の添付を求めるることにより確認していたが、マイナンバー制度の導入後は、情報提供ネットワークシステムを通じて照会することが可能となる。

個人所得課税の見直し (所得税関係)

所得税における税負担の調整

◎ 所得税負担の累進性は、主に「控除のあり方」と「税率構造」の組み合わせによって実現。

◎ 「課税所得」を担税力の指標として位置付け、その計算の過程で、家族構成や収入等の納税者が置かれた事情の斟酌やその他の政策的な配慮を行うために各種の所得控除を適用。
⇒ 同じ「課税所得」を有する者に同じ税負担を求めるという考え方(どのような者に同じ税負担を求めるのか分かりやすい)。

◎ 所得控除の適用により、課税最低限が画されることとなり、一定の所得金額までは負担を求めないという役割。

◎ その上で、「課税所得」に対して累進税率を適用することで累進的な税負担を実現。
(現行: 5%~45%の7段階)

◎ 所得控除の適用は、同じ税率が適用されるブラケットの中で税負担の累進性を確保する役割も果たしている。

